

衆議院第二十四回国會

農林水産委員会議録第四十七号

昭和三十一年六月三日(日曜日)

午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 村松 久義君

理事 市川 久衛君 理事 笹山 茂太郎君

理事白濱 仁吉君 理事助川 良平君

理事田口長治郎君 理事中村時雄君

理事芳賀 貢君

赤澤 正道君
足立 篤郎君

安藤 覺君 石坂 繁君

大森 玉木君 加藤常太郎君

川村善八郎君 木村 文男君

楠美 省吾君 小枝 一雄君

中馬 辰猪君 網島 正興君

原捨恩君 本名 武君

松浦 東介君
横井 太郎君

赤路 友藏君 淡谷 悠藏君

伊瀬幸太郎君 稻富稜人君

小川 豊明君 神田 大作君

田中幾三郎君 中村 英男君

日野 吉夫君

出席政府委員

農林政務次官 大石 武一君

農林事務官
谷垣 專一君

食量宁安官 考牛 王音

委員外の出席者	食糧庁長官	澄夫	正君
---------	-------	----	----

農林事務官

大臣官房 檜垣 好文君

総務課長)

專門員 岩隈 博君

月一日

委員加藤常太郎君及び中馬辰猪君辭

任につき、その補欠として古川文吉

君及び木崎茂男君が議長の指名で委

第一頁第八号 農林水産委員会議事

農林水産委員会

同日 員に選任された。

委員木崎茂男君及び古川文吉君辞任につき、その補欠として中馬辰猪君及び加藤常太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 員に選任された。

委員横井太郎君辞任につき、その補欠として石坂繁君が議長の指名で委員に選任された。

同日 員に選任された。

委員伊東岩男君及び足鹿覺君辞任につき、その補欠として横井太郎君及び中村英男君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員横井太郎君辞任につき、その補欠として伊東岩男君が議長の指名で委員に選任された。

五月三十日 農産物價格安定法の一部を改正する法律案（芳賀貢君外八名提出、衆法第六七号）

六月一日 地方競馬会法案（小林政夫君外一名提出、参法案一二号）（予）

同日 農林漁業組合再整備備法の一部を改正する法律案（小枝一雄君提出、衆法第七一号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
閉会中審査に関する件

中央卸売市場法のの一部を改正する法律案（内閣提出第九九号）（参議院送付）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（芳賀賀君外八名提出、衆法第六七号）

凍霜害による農業災害対策に関する件

農地改革の成果の保持に関する件

昭和三十年産いも類澱粉の政府買入に関する件

請願審査小委員長より報告聴取請願

一 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の有効期間延長に関する請願（原茂君紹介）（第八四号）

二 同（下平正一君紹介）（第八五号）

三 同（中村時雄君紹介）（第一七二号）

四 同（松平忠久君紹介）（第二三四号）

五 台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法制定に関する請願（八木昇君紹介）（第一八〇四号）

六 同外一件（大坪保雄君紹介）（第一八五三号）

七 積雪寒冷単作地帯農業振興のための補助単価引上げ等に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第二〇一〇号）

八 桜島の噴火降灰による農業被害措置に関する請願（山中貞則君紹介）（第二二三号）

九 同（池田清志君紹介）（第二三三三

- 一〇 福島県の凍霜害対策確立に関する請願外一件(助川良平君紹介)(第三二三三号)
- 一一 桑園の凍霜害対策確立に関する請願(大高康君紹介)(第三三〇八号)
- 一二 山梨県の凍霜害による被害農家救済に関する請願(荻野豊平君紹介)(第三三二〇号)
- 一三 島根県の凍霜害対策確立に関する請願(中村英男君紹介)(第三三六三三号)
- 一四 凍霜害地における農林漁業資金の貸付条件変更に関する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第二四五四号)
- 一五 群馬県の凍霜害対策確立に関する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第二四五五号)
- 一六 農業災害に関する特別立法措置の請願(五十嵐吉藏君外二名紹介)(第三二五六号)
- 一七 八向村を新農村建設特別指導村に指定の請願(松澤雄藏君紹介)(第三三二九号)
- 一八 新農業団体の設置反対に関する請願(浅香忠雄君外五名紹介)(第三二八号)
- 一九 同(中馬辰猪君外一名紹介)(第三二九号)
- 二〇 同(山下榮二君紹介)(第三四一四号)
- 二一 同(中馬辰猪君外一名紹介)(第三六四号)

二二 同（河上丈太郎君紹介）（第六五号）
二三 同（吉田賢一君紹介）（第一六六号）
二四 同（山口丈太郎君紹介）（第二六七号）
二五 同（前田房之助君紹介）（第二六八号）
二六 同（佐々木良作君紹介）（第一九八号）
二七 同（五島虎雄君紹介）（第二三一号）
二八 同（渡海元三郎君紹介）（第二三三三号）
二九 同（坊秀男君紹介）（第二三三三三号）
三〇 同（有田喜一君紹介）（第三七〇号）
三一 同（伊東岩男君外五名紹介）（第三七一七号）
三二 同（山本兼吉君外三名紹介）（第三三七二七二号）
三三 同（大高康君外二名紹介）（第四一五五号）
三四 同（田中武夫君紹介）（第四一六六号）
三五 同（植木庚子郎君紹介）（第四一七七号）
三六 同（永田亮一君紹介）（第四九八号）
三七 同（五島虎雄君紹介）（第五二八号）
三八 同（中村寅太君紹介）（第五二九号）
三九 同（大西正道君紹介）（第五三

第一類第八号

農林水産委員会議録第四十七号 昭和三十一年六月三日

[illegible]

一九九〇号 同(原捨恩君紹介)(第六二)

二〇〇 同(山下榮二君紹介)(第七

二〇一 同(池田清志君紹介)(第七

九六号)

二〇二 同(原捨恩君紹介) (第七九

七号)

二〇三 同(床次徳二君紹介) (第九

八三號)

二〇四 同(島村一郎君紹介)(第一)

二〇五 國(1)田書不無所不(一)第1

二〇五 同(石田省全君紹介)〔第一三七号〕

二六 立つまゝで、い分の改訂買

上ガと関する清願（也田清志君昭

介）（第一九九号）

二〇七 同(伊東岩男君紹介) 第一

二八二号

二〇八 国立伝貧研究所設置の請願

外四件（石坂繁君紹介）（第三三八

号

二〇九 同(助川良平君紹介)(第三

六二号)

二一〇 同外一件(助川良平君紹介)

(第四六五号)

二二一 同(助川良平君紹介) 第七

九八号

二二二 家畜取引法案等に関する請

願(中馬辰猪君紹介) (第一三九四)

三三三

二二三 同(池田清志君紹介)(第一
三三三號)

三九五号)

二四 同(中馬屋猪君紹介) (第一
八一七号)

二五 二 耶地方集約絡繹也或

二五 二月 君城ヲモ集約尊嚴坪地
之指定等の青頭(山本孟夫君紹介)

(第一五八号)

二六 日本中央競馬会法の一部改

二六 上 卷 一 節

三

に指定の請願（鈴木善幸君紹介）
（第三三〇六号）

○村松委員長 これより会議を開きます。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——なければ採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○村松委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案の委員会報告書の作成につきましまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認め、さように決定いたします。

○村松委員長 去る五月三十日付託になりまして芳賀貴君外八名提出、農産物価格安定法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入ります。

まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。芳賀貴君。

農産物価格安定法の一部を改正する法律

農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及びなたね」を「なたね及び大豆」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、食糧管理特別会計による大豆の買入数量により定まるが、これを五万屯程度とすれば、本年度約二十九億円の見込みである。

○芳賀委員 ただいま議題となりまして農産物価格安定法の一部を改正する法律案につきましまして、お手元に配付いたしました提案理由の説明に詳細記載してありますので、これを速記録に議することいたしますが、御了承願います。

○村松委員長 ただいまの文書は速記録に掲載することいたします。

「農産物価格安定法の一部を改正する法律案」提案理由説明書

只今議題になりました「農産物価格安定法の一部を改正する法律案」につきましまして、その提案理由を御説明申し上げます。

先に第二十三国会において芳賀貴君外十三名により、全く同一題名、同一内容の法律案が提出せられ、今国会にこれを継続して審議して参ったのであります。結果、同案は撤回せられることとなり、ここに改めて自民、社会両党共同提案にかかると本案を提出することとした次第であります。

御承知の如く、農産物価格安定法は、昭和二十八年に制定せられ、今日まで、米麦について重要な農産物である、いも類及びなたねについて、これが

正常な価格水準から低落することを防止する上において相当の効果を發揮してきたのであります。しかるに、最近においては、これまた重要な農産物である大豆が、海外相場の影響その他諸種の原因により異常な価格の低落を來し、農家経済に深刻な影響を与えておるのであります。

大豆栽培農家は、殆んど、開拓者若しくは積雪寒冷地帯或は僻遠地域の零細耕作農家であつて、その主作物たる大豆の価格の異常な下落は、これらの農家に対して容易ならぬ打撃を与えるものであります。

よつて、このような事態に対処し、生産農家の経営安定をはかるため、この際農産物価格安定法を改正して、同法を大豆に適用し、もつて、正当な需給均衡価格の実現を図り得る途を拓くことが、農業政策上緊要であると存する次第であります。

以上が本案を提出するに至つた理由であります。

以下改正案の内容について、概略の御説明を申し上げますと、第一点は、本法の適用農産物である甘し、生切干、甘し、でん粉、馬鈴い、でん粉、なたねに更に大豆を加え、正常水準価格より低落した場合は政府がこれを買入れることができるようにしたことであり、

第二点は政府の買入価格を定める方式については、なたね同様の政令の定める算式とするようにしたことであり、

その他の事項については、本法適用農産物と同様の取扱ひをいたしてあります。

以上が、この法案の概要であります。

が、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○村松委員長 質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がなければ、本案は予算を伴う法律案でありますので、この際国会法の規定にて内閣に意見を述べる機会を与えることにいたします。大石政務次官。

○大石（武）政府委員 ただいま御提案になりました法案の御趣意について、賛成でございます。農林省といひまして、十分に食糧会計の現状とにらみ合せまして、生産の確保、増強その他いろいろの面で十分検討いたしましたので、御趣意に沿うように努力いたす所存でございます。

○村松委員長 これより討論に入ります。討論はありませんか。——なければ直ちに採決いたします。

○村松委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○村松委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案の委員会報告書の作成につきましまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認め、さように決定いたします。

○村松委員長 これより請願の審査に入ります。

今国会において本委員会に付託になりました請願は、二百八十三件であります。以上の各請願は、昨日請願審査小委員会において審査をいたしました

ので、この際小委員長より報告を求めることいたします。芳賀貴君。

○芳賀委員 ただいまより請願審査小委員会の審議の結果を簡単に御報告申し上げます。

第二十四回国会において農林水産委員会に付託されました請願件数は、二百八十三件でありまして、そのうち、請願日程第五より第一六、第一八より第七九、第一三五、第一三六、第一七六より第一八五、第一八七より第二二一、第二二五より第二二八、第二二一及び第二二二、第二二四及び第二二五、第二二七より第二三六、第二三九より第二四二、第二四四より第二四七、第二四九及び第二五〇、第二五五及び第二五六、第二五八より第二六四、第二六九より第二八三の各請願は、いずれもその趣旨は妥當なるものと認め、採択の上、内閣に送付すべきものと議決し、日程第一より第四、第二二二より第二二四、第二二五より第二二四の各請願は、いずれも議院の議決を要しないものと決しました。なお、日程第一七、第八〇より第一三四、第一三七より第一七五、第一八六、第二一九及び第二二〇、第二二三、第二二六、第二三七及び第二三八、第二四三、第二四八、第二五一、第二五七、第二六五より第二六八、以上の各請願は、なお慎重に検討すべきものと認めた次第であります。

この際特別御報告申し上げておきますが、今回保留といたしました請願件数は、総数百十件でありました。このうちには、新農業団体設置に関する請願及びこれに類する請願五十五件及び農地改革の行き過ぎに正に關する請願及びこれに類する請願三十七件を含ん

であります。前者の新農業団体設置に
関する請願等につきましては、今後な
お引き続いてこれを研究すべきものと
して、保留すべきものと決定いたした
のであります。後者の農地改革行通
きは是正に関する請願等の取扱いにつ
き、これを保留と決した理由は次の通
りであります。

すなわち、終戦後、占領軍当局によ
り各種の占領政策が実施せられたので
ありますが、これらのうち、農地改革
諸法令は、農村の民主化と農業生産力
の増進を目的として制定され、諸種の
困難を排除して遂行され、他に比類を
見ない成果を上げるに至ったのであり
ます。今後の農業政策は、この成果を
恒久的に維持し、民主主義の基盤であ
る自作農の育成を中心に展開して参ら
なければならぬものと確信いたして参
るものであります。しかるに近來解放
農地に対する国家補償を要求し、戦前
に見ましたような土地所有権の復活を
内容とした農地法改正を企図する運動
が抬頭し、中にはこれを不純な利己的
目的に悪用する者すら現われ、その影
響を受けて、各地に小作地取り上げが
頻発しておりますことは、まことに遺
憾千万と申さなければならぬのであ
ります。言うまでもなく、戦後の急激
なる経済的変動に順応することができ
ずして没落し、または特別の理由によ
り苦境に陥った一部の旧地主の生活保
護については、別途これに救済の手を
差し伸べますことは、当然であります
が、農地改革の基本精神をゆがめる
理由によるかを問わす、これを了承す
ることはできないのであります。われ
われとしては、農地買収の対価は適正

であつた旨の最高裁判所の判決を支持
するものであり、また政府に対しては
は、農地改革以前の地主制の復活をは
ばみ、耕作者の地位の安定と、農業生
産力の増進を目的とする現行農地法を
厳正に実施することを要求するもので
あつて、これらの基本方針に反するい
かなる請願をも採択することができな
いのであります。小委員会としては本
件に関する請願のすべてを保留といた
しました理由は、以上でございませ
ん。なおこの問題については、後刻、政府
の所信をただすことといたし、請願審
査小委員会の報告は、これをもって終
ります。

一部を改正する法律案、昭和二十九年
度までの災害に係る農林水産施設
災害復旧事業の実施についての善後措
置に関する法律案並びに食糧及び肥料
に関する件、畜産及び蚕糸に関する
件、農地及び林野に関する件、漁船、
漁船及び沿岸漁業に関する件、公海漁
業及び沿岸漁業に関する件、農業団体
及び水産養殖業に関する件、農業災害
及び漁業災害に関する件、農林水産金
融に関する件、以上の案件につきまし
ては、閉会中も適宜審査をいたしたい
と存じます。御承知の通り委員会が閉
会中も審査をするためには、議院の議決
で特に付託されることが必要でありま
すので、この際以上の案件について閉会
中も審査をいたしたい旨を議長に申出
たいと存じます。御異議ありませんか。

○村松委員長 お諮りいたします。た
だいまの小委員長の報告の通り決する
に御異議ありませんか。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 次閉会中の委員派遣
の件についてお諮りいたします。ただ
いま議長に申し出ることに決しました
案件で院議により本委員会に付託にな
りました場合は、その審査のため現地
調査の必要が生ずることも予想されま
すので、その際はすべて委員長に御一
任をお願い、議長に対し、委員派遣の承
認を求めたいと思つておりますが、御
異議ありませんか。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、さ
の旨議長に申出ることといたします。

る。しかるに、その後における甘藷
澱粉の需給事情及び価格の推移は、
千四百八十万貫の政府買入にも拘ら
ず、引続き軟調を示し、本年度の植
付を控えたも作農家に對し、多大
の不安を与えている。

よって、政府は、右の決議及び大
臣答弁の趣旨に即応し、速急に昭和
三十四年度甘藷澱粉につき、生産者団
体の調整保管分一千万貫の追加買上
げを行い、もって農産物の価格安定
政策の遂行に遺憾なきを期すべきで
ある。

石決議する。

昭和三十一年六月一日

衆議院農林水産委員会

以上でございます。

○村松委員長 ただいま小川専門君より提案されました両党共同提案の決議案に對して、本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○村松委員長 御異議なしと認め、さように決定いたしました。

この際、本決議に對する政府の意見を求めます。

○大石(武)政府委員 ただいまの御決議の趣旨を十分に体しまして、万全の処置をいたす方針であります。今後も引続き努力いたします。

○村松委員長 なお、本決議の取扱いにつきましても委員長に御一任をお願いいたします。

○村松委員長 次に、凍霜害による農業被害対策について政府より發言を求められておりますので、この際、これを許します。谷垣官房長。

○谷垣政府委員 四月及び五月にわた

りましての凍霜害並びに一部地区にありました雪害等の対策に關しまして御報告申し上げたいと思ひます。

お手元に資料を配布しておきました。が、當農林省に關しましてはお手元に配布してあります天災等による資金融通の暫定措置法の適用に關する政令を、五月一日に閣議決定をいたしました施行いたしましたと考えております。この融資総額は二十五億、利子補給等に對しましては五千万の支出を予定いたしました。これは當委員会で御決議がありましたように、二十八年災の災害等、いわゆる連年災害を受けたりしております農家に對しまして、借りがえ等をいたして實際的に償還期限を延期する措置をとりましたために、一戸当りの融資額を連年災害の人たちには十萬というふうに引き上げております。連年災害を受けない農家に對しましては従来の例によりまして五萬というこゝにいたしてあります。なお本法律によりまして貸付期限の問題でございますが、連年災害に關しましては三年、及び開拓農家、果樹等の栽培者に對しては四年というふうに、従来のものよりも一年ずつ延期をいたしてあります。

それから別の表の昭和三十一年發生凍霜害対策経費の方を御説明申し上げます。総額は五億三千四百萬円で、樹勢回復の肥料代に對しましては、當委員会御決議に相なりしましたけれども、いろいろと折衝いたしました結果、三分の一の肥料代ということにおさまりましたことはなほ残念に思ひますが、こういう次第になつております。

病害虫防除に關しましては、若干適

応いたします薬剤の種類をふやしてありますが、薬剤費の二分の一の助成をするということにいたしてあります。

新しい対策にいたしまして長野、山梨、群馬等の高冷地帯に五月中旬に起りましたところの雪害等の対策として、主として苗しろの対策のため二百二十九萬圓計上いたしてあります。

それから凍霜害の予防のために、主として果樹地帯につきまして重油燃焼器等の施設をいたして、またそれを実行いたしましたものがあるわけでありまして、その燃焼器の購入費につきましては補助を与えるために二十四百三十二萬圓を予定いたしてあります。

畜産代につきましては、晩秋畜用といたしまして七千七百九十三萬圓を計上いたしました。

稚蚕共同飼育に關しましては、千七百十二萬圓を計上いたしたわけでありますが、これは内用といたしましては、春蚕急ぎ稚蚕の飼育費等、あるいは組合等でやります場合の委託いたします共同飼育の経費につきまして補助をいたしてあります。

なお夏秋蚕に對しましては、連蚕をいたした場合の予備蚕兒の共同飼育をいたしたものに對して助成をいたしたいと考えてあります。

それから稚蚕共同桑園設置でございますが、これも新規の対策でございます。凍霜害の常襲地帯におきまして、養蚕農協等がその地帯の中におきましても、なお無被害地帯等がございますが、そのようなもの、あるいはまた常襲地帯から若干離れたようなところ、に稚蚕共同飼育のために必要な桑園を特に設置いたしますような場

合、これに必要な経費につきましては補助を与えて参りたいと考えております。

技術指導の關係につきましては、養蚕關係の養蚕組合の指導員等が非常に活躍いたしておりますので、その超過勤務等の手当に對して助成を与えております。

農業關係府県指導員並びに農業改良普及事業に關する種々な調査指導費等につきましても、それぞれ経費を計上いたしました。

次に共済団体事務費でございますが、政府の方をいたしましては共済金の早期の支出をはかりましたために、その手当を急いでおるわけでございますが、それらの共済団体の事務費の補助といたしまして百十萬圓を計上いたした次第でございます。

なおこれらの凍霜害に對する試験研究の経費といたしまして、從來ありました試験場の施設の整備をいたしますとか、あるいはまた現地試験地を委託してやりますような経費を計上いたしてあります。

大体以上のような経費を総計縮めて五億三千四百萬圓を計上いたしたわけでございます。

○村松委員長 質疑の通告がありま

す。これを許します。神田大作君。

○神田(大)委員 時間もありませんから、とりあえず簡単に御質問申し上げます。今度の凍霜害の被害は、農林省が発表になりました五月二十一日の表がございまして、その後の実際の被害状況はどのようになっておるか御発表願ひたいと思ひます。

○谷垣政府委員 五月二十日現在に集計いたしました、五月二十一日に

ちにお配りしたかと思ひますが、その数字が凍霜害に關しましては最終的な数字になつております。その後群馬の山地帯、それから長野、山梨を主として、その地帯におきまして五月十六、十七日雪害がありました。これの被害はその後急速に取り調べまして、予算の要求数字等にはそれを入れます。凍霜害に關しましてはその数字でございます。

○神田(大)委員 これは五月の十五、六日であつた雪害その他の被害、それで二十一日発表後において相当被害状況が変化しておると思ひます。この変化の状況をこの委員会に正確に発表をしなければならぬと思ひますが、その後何ら二十一日に発表したきり発表もなく、われわれはその後の状況がわからないのです。これは今度の対策に對して非常に不十分のじゃなからうかと思ひます。その点はどうですか。

○谷垣政府委員 御存じの通りに、凍霜害が突発いたしました直後に調べましたものを御報告いたし、なお二十日現在で、その後の状況の調査をいたしましたものをここで統計調査部長の方から御報告いたしたと思ひます。その後五月の十六、十七日の雪害に關しましては、実は二十日現在の凍霜害のときにはまだはつきりつかめなかつたような状況でございました。従ひまして、それを二十日現在の凍霜害のときには一緒に発表できなかったのは残念に存じておりますが、十六、十七日の雪害等に關しましてその後調査をいたしまして、予算の要求をいたします

数字にとにかく加えなければ間に合わないと思ひ、取り急ぎそれは加えたわけでありまして、これの御報告が、おくりましますのは、まだ遺憾でございしますが、そういう事情でございまして、それで御了承願ひたいと思ひます。

○神田(大)委員 それではその後の被害の変化の数字を発表願ひたいと思ひます。

○谷垣政府委員 実はその後の状況をとりまじめました数字が、あしたの月曜日から火曜日の朝くらいにでき上らせるように、今資料をやっておるわけでございます。この会期は終るわけでありまして、その数字等必要がございします。委員の各位のもとに、お帰りになっておきますような場合には、自給の方へ、またこちらでそのままでございまして、お届けたらいいと思ひます。

なおこの被害の問題とともに、実は凍霜害の直後の状況から考えまして、その後の二十日の現在で調べました凍霜害で特に変化いたしましたのは、麦の被害が、大体当初直後に考えましたものよりもふえてございます。これは出穂いたしましたすぐ軸の下のところ、凍つておるような状況になっておりました。直後にはわからなかったようなものが、その後判明いたしておりました。被害面積、被害量が、大体全国にいたしまして四割くらい増加をいたしておりました。これらのものは、この予算を要求いたしました当初には入っていませんでした。ところが、その後の状況に際しまして、その数字を訂正いたしました。これらの数字も加えまして、予算を要求いたしております。特に麦の状況がそういう

ように変化いたしておりますので、この点もあわせて御報告いたしたいと思ひます。

○神田(大)委員 麦の被害が逐次増加しておるということですが、ここに二十一日に発表になっておるのは、被害量として三十五万八千六百四十一石と、なっておりますけれども、私の大体調査したところでは四十五万からふえておる。これを部外秘として発表を差し控えておるということをお聞きしておりますが、そういうことをしておいたのでは正確な被害に基づく予算の獲得はできないと思ひます。その点は、どうして発表しないのかお尋ねします。

○谷垣政府委員 部外秘として発表しないという資料が、よく私わかりません。何でですが、どういふ資料が、お知り願ひたいと思ひます。また発表しますが、資料等で、外部にまだ発表しないので、内部的にやっております。また数字が少し動くというようなのは、部外秘でやっております。格好のものもございします。この二十日の数字は、御発表いたしましたものと思ひます。

○神田(大)委員 予算の獲得については、麦の被害を二十一日に発表になっている数字の四割増しというようなことで、予算獲得の基礎にしたというところですが、その点は、どうなんですか。

○谷垣政府委員 私が申し上げましたのは、二十日現在出ました調査自体が、すでに直後の調査よりも、麦の都合四割くらい被害が増加しております。そのことを申し上げたのであります。実は、ごく初めに私たちが大蔵省の方へ、とにかく要求した数字は、被害直後の数字で要求いたしております。

その後被害状況が変化いたしましたので、その要求数字をそれによって訂正いたしました。麦の被害が増加した数字でいたしております。この麦の被害は、本格的に申しますと、麦の生産量調査を数回にわたって正確にやります。が、実際問題としてはそれを待つて、逐次はつきりいたして参るわけでありまして、しかしそれでは、予算を要求いたします場合に、とても間に合いませんから、その最新の資料で、予算を要求いたしたわけでございます。

○神田(大)委員 麦は今でもほとんど被害が増加しております。実際問題として、自分で作っておいた麦が、どのくらい被害があるかということ、実際に刈つてみないとわからない。被害の被害というものは、非常に過大になるものです。そういう意味合いにおきまして、私はその後これよりももっと甚大な被害が実際に起つてきておると思ひますが、そういうことになると、これに対する対策は、現在今発表になった予算では、不足を来すと思ひます。そのあたり、どういふ場合の麦の被害に對して、その後どういふ措置をとるつもりでおるかお尋ねします。

○谷垣政府委員 これは二十八年の當時にも、麦の被害があつた。麦の被害がございします。その当時の状況等の経験も経まして、麦の被害というものが、凍霜害を受けた直後においては、なかなか目に立たなくて、その後それが赤ちゃたりしてからはつきりしてくるという性質のものだということ、実は私どもの統計調査部の方では相当経験を持っております。もちろん、果に對して、そういう連絡をいたしております。

ますから、前よりも逐次その予想度が高くなつておるとは考えております。これは、これは植物の生育の問題でございます。これは、これはまだ研究いたすべき問題だと思ひます。そういう格好で、私の方では以前よりは正確になつてきたものと思ひます。が、この被害調査の予想そのものは、端的に申しますと、実はとれてみません。一番確実なものはわからない。これは、ほかの作物も同様だと思ひます。その間に、作物によりまして、あるいは地域によりまして、若干予想度のごとが生じてくることがあると思ひますが、そういうものは、その実情に際して、予算の額の中で、その後におきまして、調整するものは調整いたしております。それで、新しく今後予算の増額要求をいたしまして、どうするかという問題は、実はそれほどの大きな見込み違いはなからうと思ひます。もちろん、実情に對しては、大きなそごがございします。別であります。が、今のところは、そういうように、従来の作物別あるいは地域別のごとを、その後の実情に際して調整のとれるだけにとつて、やういふ、かやうに考えておる次第でございます。

○稲富委員 関連してお尋ねします。政務次官が、お尋ねいたしております。で、政務次官にお尋ねしたいと思ひますが、この凍霜害対策に對しては、本委員会といたしましては、慎重にこれを審議いたしました結果、農林次官も御承知の通り決議がなされたのであります。ただ、これに對する対策の経費を、見ました。その決議には沿わない経費になつて参つてお

るのであります。これは、われわれ農林委員会といたしましては、実に遺憾に存じます。われわれは何も増しをして、こういうような基本的な数字を出したのではなくて、御承知の通り十分検討して、妥当な基本的な数字の對策というものを決定したのであります。それを何ら農林委員会に断わりなくして、こういうような対策経費というものを発表されておるのだが、その経費はどうして、こういうことになったのか、この点の経過を御説明願ひたい。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。大体において委員会の御決議の趣旨に沿つて、その予算の獲得に努力したつもりでございます。大体委員会の御決議の趣旨に沿つて、いふところは、努力の足りないところでございます。たまたま、樹勢回復の肥料を、なるべく二分の一にせよという御意見でございしましたが、これは三分の一にとどまらず、これは申しわけないと思ひます。これも努力の足りない点を、残念に思ひます。大体に對して、それ以外、御決議の趣旨に沿つておると考えておる次第であります。

○稲富委員 しかし二分の一ということとを本委員会が決議をして、それを三分の一に御決定になつておるが、これは本委員会の意思というものが尊重されて、いふ結果になつておる、どうして、そういうことをなさるかという経過を承わりたい。

○大石(武)政府委員 これは御趣旨に沿つて、二分の一の補助率でもって一生懸命大蔵当局と交渉いたしました。しかし、残念ながらわれわれの努力は、三分の一を獲得しただけに、とどまった、こういうことになつたのであ

ります。その点につきましては、まことに申しわけなく考える次第であります。

○稲富委員 この委員会では決定をして、それに合わせて折衝をして、その結果そうだったというならば、その前に委員会において中間報告でもしてから、決定すべきであると思う。決定をしてしまつてから、私たちの力の足らざるゆゑ、こういう結果になりましたというのでは、私たちは釈然としないものがある。その点はどういう経緯によつて大蔵当局がこれをのまなかったか。農林委員会の決定いたしましたこの数字というものが妥当でない、不当であるということをおなたの方は御認識なさつたのであるか、この点を承わりたいと思ひます。

○大石(武)政府委員 われわれは農林委員会の御決議が不当であるとは思ひません。残念ながらとれなかったものであります。これは申しわけなく思つております。

○稲富委員 そうすると農林当局は、農林委員会の決定は妥当である、しかしながら大蔵省が聞かなかったから、その意思に沿うことができなかった、こういうこととございませう。

○大石(武)政府委員 大体その通りでございませう。

○稲富委員 あなた方はそれでもやむを得ない、こういうお考えでございませうか。当委員会は、単なる委員会の質問応答によつて意思表示したのじゃない。正式に委員会として決議をしておるのであります。その結果、事後承諾でやむを得なかったということ、果して委員会が承認できるかどうかという問題も起つてくると思ひます。しかもあ

なた方が委員会の決議が妥当でないとおしやるならばともかくも、妥当であると言ひながら、財政の都合上大蔵当局が聞かなかったのやむを得なかつたというのでは、本委員会の決議というものが非常に軽視されたことになり、将来本委員会の決議というものがそういうふうな軽視され、またどんな決議でも委員会の決議は何でもないということになると、これは重大な問題であると思ひます。委員会はしばしばいろいろな問題を決議いたします。しかしその決議というものが、単なる聞きおくと程度で取り扱われるならば、委員会の決議というものは權威がなくなつてくるのであるが、こういうことに対してどういふお考えを持つておるか。

○大石(武)政府委員 私は決して委員会の決議を軽々しく考へておりません。しかし今までの例もあります通り、全部が委員会の決議通りきまつておらないと思ひます。これも、委員会の御決議の御趣旨はたくさんございませうが、そのうちの相当の部分が入つております。でございませうから、その点でござんべないたいて、この点だけは努力いたしました及ばなかつたのであります。しかしいふ努力はいたしました。たとえば融資の問題につきましても二十五億と、この前よりも五億増へておる現状でございませう。それから経営資金の償還年限でございませうが、これも三年二年を四年三年にいたしております。あるいは月三分五厘程度ということも考へまして、その利子補給金の一千二百万円もこの中に計上しておる次第でございませう。あるいは新しく獲得しましたものでは、御承知

のように苗しろ対策費もよい取つておりますし、凍霜害予防対策施設費も取つております。あるいは稚蚕共同桑園設置費、あるいはその他共済団体の事務費、いろいろなものも取つております。その他いろいろの努力はいたしまして、なるべく委員会の御決議を尊重いたしまして、その趣旨に沿うようあらゆる努力をいたしました。ただ二分の一が三分の一になつたこの補助率だけは、微力にして取れなかつたのでありまして、これだけはほんとうに申しわけないと思ひますが、決して委員会の御決議を無視したのではないと思ひます。

○稲富委員 その経過等は、あなた方は委員長に連絡が何かあつて御決定になつたのであります。委員会の決議というものはただ聞きつぱなしで、あなた方はあなたの独自の折衝なさつてこういう結果が出たことになつておるのであります。その経過を承わりたい。

○大石(武)政府委員 あるいは私たちの手落ちで、委員長に対する連絡なり報告がおくれたかもしれませんが、いろいろと御承知のように国会の情勢もござつたいたしまして、十分にこのよう経過を申し上げる時間のおくれをしたことを申しわけなく思ひ次第であります。この程度で一つござんべないたきたいと思ひます。

○村松委員長 神田大伴君。

○神田(大)委員 いま一つ基準反収の問題についてお尋ねしたいのですが、現在のいわゆる災害に基く基準反収、共済法の支払の場合の基準になる反収が、大体低めにきめられておる。こ

うすると農家が五割も六割もの減収であつても、保険の支払いの場合の反収は二割かあるいは三割というようになつて、農家の減収の率、それから共済の基準反収による減収とは別になつておる、この問題についてどうお考えになりますか。

○谷垣政府委員 ただいまの問題は、これは村で被害評価委員が評価してやるわけでありませう。これをやります場合に、上部の、県の連合会等の査定と申しますか、個々に見てやるわけでありませうが、そういうことできめて参ります。その際に基準というものは何だということでありませうが、これはいわゆる平年作ということ考へて参るわけでありませう。いろいろその間に、もつと被害が大きい少いの問題はあろうと思ひます。そういう問題がありまして、非常に争点が起きましたような場合には、県にその審査会がございませう。そこへ持つて参りまして決定する、こういう順序に今の体制ではなつておるわけでありませう。

○神田(大)委員 毎年農家等の生産力は高まつてくるにもかかわらず、災害に対する基準反収というものは上つていない。農林省は県なりあるいは市町村に基準を示すわけですが、そうすると農家の被害の率と災害補償の対象となる損害の率とが食い違ひを来たす、そういう意味において基準反収を全面的に改める必要があると私は思ひます。でございませうが、その点についてどうお考えになりますか。

○大石(武)政府委員 御趣旨もつともなところがあると思ひます。われわれも十分それを検討してみたいと思つております。

○神田(大)委員 この末端に対する補助金の交付あるいは貸付をする場合において、昭和二十八年にすぎん問題になつたと思ひますが、非常に不公平な配分がされて、災害のないところに補助金やあるいは貸付金が回つたり、實際災害を受けているものが非常に薄い助成金やあるいは融資しか受けられないというように、非常にこぼれがあつた、というのは被害状況の把握が粗雑であつたということでありませう。この点、今度の災害に對しましては万全を期して、融資や助成金が確実に被害者に割り当るようになつなければならぬと思ひます。しかもまた二十八年度は災害を忘れたころ、半年も一年もたつてからそういう助成金あるいは融資がきたというので、農民としては病気がなつてから病氣見舞をもらつたやうなもので、ありがたみが薄い、あるいは気の抜けたやうな政府の施策であつたと思ひます。そういう点に對してこれを迅速適正に行うように努力してもらいたいと思ひますが、その点についてはどうお考えでありますか。

○大石(武)政府委員 ただいまのお説のように一生懸命努力いたします。われわれといたしまして、できるだけの被害の状況を正確につかみたいと思ひましたので、三週間もかかりまして、二十日までその集計をまとめておりました。そのあとではできるだけ早く対策をきめて、十分正しい助成なり配分ができるやうな時間的余裕があるやうに対策を立てたわけでありませう。御趣旨のやうに一生懸命努力いたしまして十分その効果を發揮いたしたい、こう念願しております。

○神田(大)委員 最後に一点、委員長

にもお願いしたいのですが、この災害問題についてこういう要望が出る前に委員会を開いて、この問題について検討し、われわれの決議が正確に実施されているかどうか、今稲富委員が申されまして、この決議と違つた施策がとられている、そういう点についてわれわれ委員会には責任を持って当局者に対して質疑をし、当局者の答弁を求めたいと思います。ところが国会が最終の今日になって、早くやれ、早くやれというようになって、多くの被害者が注目しているこの問題を軽視したきらいがあると思う。これは遺憾だと思ふ。われわれの決議が確実に実行されるならばそれはいいでしょう。しかし確実に実行されない場合は答弁の機会を与えられなかったという事は、私は非常に遺憾だと思ふのです。そういう意味合いにおきましてわれわれは今後も被害者の声を聞いて、適正な施策が行われているかどうか当局にたゞし、当局の答弁を求めなくてはならぬから、休会中においてもこの問題について継続的に審議されんことをお願い申し上げます。私に質問を終ります。

○村松委員長 原捨恩君。
○原(捨)委員 私は先般災害対策が当委員会に取り上げられました際に、桜島の爆発による災害に關して一応地元を政府に要望申し上げた次第であります。一昨日までの報告によると、すでに八十一回の爆発を続けておる。従いまして農家の被害もますます増大しておる、かように考へるのであります。聞くところによりますと、農林省としては調査にだれも派遣されてないことは、はなはだ遺憾に存じて

おります。よつて速急に調査員を派遣することをお願いしたいと思います。

○大石(武)政府委員 さつそく係官を派遣いたさせたいと思ひます。

○伊瀬委員 關連して、茶の害虫防除に対してニッカリンというものを使つておる。あのニッカリンが劇薬であることから、奈良県ではそれを飲んで四人死んでゐる。またたまたま女の人が防除に行つて、ニッカリンを使つていたために死亡したというやうな悲惨事があるのですが、こういうニッカリンに対して、この前大分バラチオン散布剤で死んだ人が出てゐる、それは一応改良普及員なんかの努力で最近はなくなつておるのですが、ニッカリンで五人も死亡した。しかもそれが農薬としての家庭にも購入できる、また貯蔵の方法が不完全で、置きっぱなしにしてあるという事で、たまたまこういう問題が起きなければ、これを契機としてこういう事件がどんどんふえてくるのではないか。これの取締りに對して当局は適当な指導をされるかどうかという問題について、お伺ひしたいと思ひます。

○大石(武)政府委員 これは、今までことにバラチオン剤でゐるゐるな例がございます。さつそく、今までもいろいろ普及員なりあるいは指導員なりを通じて、そのやうな対策について手段を講じたわけでありまして、今後もうそのこの指導方針を強化いたしまして、十分に下部まで浸透するように努力いたします。なおこれは去年でございしましたか、このやうな農薬の劇毒なものは、名前を忘れましたが、指導員なり

監督員なりが、必ず村なり農協において十分に監督指導するといふ法律を、私社会労働委員会におきまして作ったやうな記憶がございます。このやうな面を十分に強化いたしまして、できるだけその被害のないやうに、万遺漏なきを期したいと思つておる次第でございます。

○伊瀬委員 それからこれは委員長に一つお尋ねしたいのですが、この間の予算委員会でもわが党の今澄委員の質問中、ビキニの被爆に対する補償金のうち二千六百万円が天引されて、その天引した二千六百万円の金が各方面に渡つておるという話があった。そこで私が特に聞き捨てならぬと思つたのは、当農林委員会にもその金が渡つたといふことでございしますが、委員長においてはそういう事実を聞いておられるかどうか。

○村松委員長 ただいま伊瀬君より委員長に對しての御質疑がございしました。先日の予算委員会における今澄君の発言が當農林委員会に對して何らか金銭に關する体面を汚すやうな発言があったといひますので、私それを聞きまして、直ちに速記録を取り寄せてこれを讀みました。その速記録によりますと、二千六百万円という金がビキニの補償金のうちより流されておる。それは官庁方面、外務委員会及び農林委員会という記載になつておりました。これは二千六百万円という金額でございします。其相を直ちに十分調査いたしたいと思つたのであります。ところが先日、さらに本日において、議運において参考人を招致して、その点を追及いたしております。昨日までの経過によりますと、二千六百万円という金額は全

然相違をいたしておるといふ結論のやうであります。金額になつておりますのが大体四十万円という程度のものであります。その配付せられたものは金銭にあらずして、マグロ自体であったり、あるいはワイシャツという、いわゆる儀礼の範囲を出ないといふ証言が出ておるのであります。従つて今澄君の発言による二千六百万円といふことは、事実無根であるといふ結論に到達しやうな状況でございします。しかしただいま現に参考人を呼んでいろいろ調査いたしておりますので、その結論をまつてわれわれの態度を決定したいといふ、こう考へております。おそろく本日本中にこれはもちろん結果が明らかになるやうな段階と思つておりますので、その際はつきりしたことを申し上げたいと思ひます。

但し、委員長といたしましては、前農林水産委員のうちただの一人といへどもかやうな金銭に關連したる人はないといふことを、私は深く信じておる次第でございします。

○伊瀬委員 大体今のお話でよく了解しましたし、私も、この間の予算委員会においては農林委員と言つていました、それからその議運の証言では、それがまた水産委員になつておる。金額も二千六百万円のうちたつた四十万円、しかもそれが八十人といふやうな多数の人に、盆とお正月の二回といふやうなことになるば、きわめて儀礼的な範囲だと思ひます。しかしながら新聞に大きく二千六百万円が農林委員会にもばらまかれてゐると出たといふやうなことであると、何らかそこに私どもの委員会にも疑惑を招くやうなおそれがある、かように考へまし

たので、きよりの議運の証言によりまして、その結果委員長から何か適当な声明でも一つ出してもらうやうにしていただきたい、かように思ひます。

○村松委員長 事情判明の上、適当な処置をとります。

○村松委員長 第二十四回国会が閉会するに當りまして、当委員会も当然閉会になりますので、この際ごあいさつを申し上げます。委員全員を御精進、御努力に對して、深く敬意を表します。さらに調査室の諸君、また委員部の諸君のみなみなならぬ御援助もいたしまして、幸いにして大過なく本日に至りましたことを、私衷心よりお礼を申し上げます。またここに皆さんの御苦労を多量にしまして、ごあいさつといふ次第でございします。(拍手)大石政務次官。

○大石(武)政府委員 私、政府委員でございしますが、皆さんにお礼の言葉を申し上げたいと思ひます。

御承知のやうなふつつか者でございしましたが、皆さんのおかげでどうやらこうやらこのやうな仕事を勤め上げることができました、非常に感謝にたえない次第でございします。まことにありがとうございます。

○村松委員長 暫時休憩いたします。
午後一時二十一分休憩

「休憩後は開会に至らなかつた」

「参照」

第四十六号参照

○小委員及び小委員長選任去る五月三十日農林水産委員長において、

次の通り小委員及び小委員長を指名した。

請願審査小委員

足立 篤郎君 五十嵐吉藏君

川村善八郎君 吉川 久衛君

笹山茂太郎君 鈴木 善幸君

松浦 東介君 淡谷 悠藏君

伊瀬幸太郎君 小川 豊明君

芳賀 貢君 日野 吉夫君

請願審査小委員長

芳賀 貢君

中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出)(参議院送付)に関する報告書

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外八名提出)に関する報告書

請願に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年六月六日印刷

昭和三十一年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局